

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和4年那智勝浦町議会第3回定例会)

令和4年9月12日
9時29分 開 議
於 議 場

日程第1	認定第1号	令和3年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について……………	95
日程第2	認定第2号	令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	95
日程第3	認定第3号	令和3年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	95
日程第4	認定第4号	令和3年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	95
日程第5	認定第5号	令和3年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	95
日程第6	認定第6号	令和3年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	95
日程第7	認定第7号	令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	95
日程第8	認定第8号	令和3年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	95
日程第9	認定第9号	令和3年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	95
日程第10	認定第10号	令和3年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算認定について……………	95
日程第11	認定第11号	令和3年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について……………	95
日程第12	認定第12号	令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について……………	95
日程第13	報告第10号	健全化判断比率の報告について……………	111
日程第14	報告第11号	公営企業会計に係る資金不足比率の報告について……………	112
日程第15	報告第12号	那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について……………	113

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	7番	引地稔治
8番	左近誠	9番	加藤康高
10番	中岩和子	11番	森本隆夫

12番 亀井 二三男

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

6番 金嶋 弘幸 欠席

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長	堀 順一郎	副町長	瀧本 雄之
教育長	岡田 秀洋	消防長	湯川 辰也
参事（総務課長）	塩崎 圭祐	教育次長	田中 逸雄
会計管理者	三隅 祐治	病院事務長	下 康之
税務課長	網野 宏行	住民課長	在 伸 靖二
福祉課副課長	仲 紀彦	観光企画課長	吉中 秀郎
農林水産課長	西 真宏	建設課長	楠本 定
水道課長	村上 茂		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	寺本 尚史
事務局主査	北郡 克至
事務局副主査	米地 祐太郎

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

9時29分 開議

〔4番荒尾典男議長席に着く〕

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

- 日程第 1 認定第 1号 令和3年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和3年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和3年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 令和3年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 令和3年度那智勝浦町下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7号 令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8号 令和3年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9号 令和3年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第10号 令和3年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第11号 令和3年度那智勝浦町水道事業会計決算認定について
- 日程第12 認定第12号 令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定について

○議長（荒尾典男君） 日程第1、認定第1号令和3年度那智勝浦町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第12号令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計決算認定についてまでを一括上程議題とします。

一般会計、特別会計、企業会計についての説明が終わりましたので、質疑に入ります。

それでは、認定第1号一般会計についての質疑を行います。

まず、歳入、款1町税9ページから款22町債50ページまでと、1ページから8ページまでの歳入の部分を含めて質疑を行います。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 1 点お伺いしたいと思います。

46 ページなんですけども、歳入、雑入の収入未済額が1,306 万5,210 円と前年よりも約500 万円増えています。

建設課のほうから説明があったんですが、3 年度の倒壊のおそれのある不良家屋の代執行の関係ということでした。地元の要望を聞いて、安全のために法的手続もしながらせっかくやっても、収入未済額としてここへ上がってきってしまうことになります。私どもも危険な家屋ということで代執行やむなしということしておりますけども、担当課としてはまた苦しい立場なのかと思います。

収入未済額のこの解消をどのように解消していくか、どのようにお考えかをお伺いをいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 今回、収入未済額に計上させていただいておりますものにつきまして現在のところ、略式代執行、所有者や相続人もない、結論から申し上げますと請求先のないものとなってございます。これにつきまして顧問弁護士に相談しましたところ、やはり債権としては存在するので、今後、例えば新たな所有者あるいは購入希望者が出た場合、処分できるのではないかとということで、雑入、収入未済額のほうに計上させていただいております。ですので、今後、新たな所有者あるいは購入希望者が出た場合、破産管財人を町が立てまして、処分、費用の回収を行うということになってまいります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、歳入に関する部分の質疑を一時中止します。

次に、歳出、款1 議会費51 ページから款3 民生費88 ページまでと、1 ページから8 ページまでの議会費から民生費までの部分を含めて質疑を行います。

3 番曾根君。

○3 番（曾根和仁君） 60 ページになります。企画費の中の真ん中よりちょっと下、負担金、補助及び交付金のところで、歴史街道推進協議会会費の10 万円について、非常に細かい質問になるかと思いますが、気になったので質問させていただきたいんですが、この歴史街道推進協議会についてはもう20 年以上前ですか、那智駅の整備ですとかそういうところでは非常にお世話になった団体というか組織なんですけど、ずっとそれ以降関係が継続してるんですか。実際に会費を納入するだけではなくて、情報のやり取りですとか意見交換という、そういう活動実態というんですか。やっぱり10 万円という会費は結構会費にしては大きな額なんで、そういう実態があるのかと、今後もこの協議会と関係を継続していくのかどうかというその辺も含めてお聞きします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 歴史街道協議会に関する御質問でございます。

本歴史街道推進協議会、こちらにつきましては平成3年に発足してございまして、町としても当時、平成3年から参画しております。歴史街道計画の在り方ですとか各種の共同事業の実現、こちらについて協議し、諸事業を円滑に推進することを目的として設置されたと聞いてございます。こちら、令和4年7月現在で158団体、各省庁13、自治体42、各種団体13、民間企業90等が加入しておると聞いてございます。

本町に関する、こちらを通じた取組なんでございますけれども、こちらの協議会の公式YouTubeチャンネル「旅の星」等で町のPR動画を平成29年に作成いただいております、現在も視聴可能となっております。また、令和2年度では、年4回協議会が発行しております歴史街道倶楽部会員誌「歴史の旅人」、こちらのほうで特集として掲載していただいております、令和3年度では、大学、高校などにおけるプログラムで、古道をめぐるルートでの和歌山県熊野古道を訪問していただいております。

ただ、議員御指摘のとおり、10万円という負担金の内容としてその在り方でよいのかどうか、改めて本歴史街道計画との連携事業につきまして、また再検討をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 今、再検討ということですけど、関係を絶てということじゃなくて、検討するんだったら前向きに考えてほしいんですけど。細かい点指摘させていただいてるのは、今課長が言われたいろんな団体が入ってるって言うんですけど、どっちかというとなら大阪、京都、奈良が主ですよ。テレビの、あれ何時かな、夕方数分ですけどテレビ番組も持ってますね。だけど、やっぱり、あちらのほうです。最近伊勢のほうですけど、紀南の熊野三山なんか取り上げられることは少なく、その団体をホームページで見たら、和歌山県は和歌山市と本町と高野町と、後援に3市町しか入ってないんですよ。田辺市も入ってなければ、新宮も入ってないんですよ。県も入れ方が、近畿の各府県の県知事クラスは皆理事になってるんですけど、和歌山県は部長というから、県の実入り方ですね。

世界遺産とかの前でできたというのもあると思うんですが、だからその辺でテレビなんかでも、やっぱりああいうメディアの力は大きいんで、10万円という会費を払って今後も関係を続けていくんだしたら、むしろこの和歌山県で紀南は本町しか入ってないから、本町が働きかけないとほかの紀南のPRできないんで、積極的にテレビで流してほしいよってというような働きかけも行っていくように、その辺は観光機構とも連携して、もっと働きかけを強めてほしいということをお願いしたいのが1点と。

もう一つは、歴史街道のホームページを見ると、紀南の熊野三山の紹介のこの本町の見どころっていうところが古いんですよ。だから、観光協会の当時の職員の名前でうちの見どころって紹介されて、連絡先も観光協会の電話番号になってるんで、これはもうデータの更新というのを歴史街道のほうに、まあこちらが記事を作らないといけないと思うけど、機構にお願

て、向こうへ連絡取るといのも、それを早急にやっていただきたいと思いますので、お願いしときます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） ただいまいただきました御指摘を踏まえまして、ホームページ等の内容の刷新につきましても、早急に対応を機構と連携して図ってまいりたいと思います。

また、紀南で参加自治体が我が那智勝浦町だけという状況になってございますので、そういう状況、逆に活用して、うちの町に特化した情報のPRにつながるような活用ができないか、そういう視点からも再検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 2 点お伺いしたいと思います。

60ページのふるさと納税の関係なんですけども、歳入でも去年の4,000万円から1億6,000万円と本当にありがたいんですけども、この経費なんですけども、返礼品、それから消耗品で4,100万円とか、送料が1,100万円とか、クレジットの手数料が2,100万円とか、歳出のほうに上がってますけど、こちらの経費率、返礼品の率とそれから経費率、これがどれぐらいなのか教えていただきたいと思います。

それから、もう一点なんですけども、80ページ、障害者福祉費の国庫支出金返納金、県の支出金返納金もそうなんですけども、2,455万円とか1,250万円とか例年の決算額よりも多いんですね。障害者福祉の関係は事業規模も大きくて、扶助費が大きく変わるっていうのもよく分かるんですけども、決算書の中でこの国、県への支出金の返納金が多いので、そのあたりの理由をお伺いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） ふるさと納税の経費率についての御質問かと思ます。

こちら、令和3年度におきましては、議員おっしゃるように、寄附額が増えるにつれて経費の金額が増加しておるんですけども、経費率、まず返礼品の調達率、国のほうでは30%以下という基準がございますが、本町におきましては、令和3年度分では25%で推移してございます。また、その他の送付、広報、決済事務等に係る経費を含んだ経費率でございますが、こちらについては国のほうの基準では50%以下という基準がございますが、本町においては42%で推移してございます。

以前よその自治体で見られましたような、総務省の指摘を受けて指定廃止につながるようなことを絶対に回避しないといけないと考えておりますので、そうした経費率、調達率につきましては十分留意しながら、今後もふるさと納税業務に当たってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 障害者福祉の国県支出金の返納金についての御質問でございます。

金額が多くなっているが、ということでございます。

負担金の交付申請につきましては、当初は当初予算に基づき概算要求いたします。そして、半年後にその後の給付費を予測いたしまして、変更申請をさせていただきます。

今回の、例えばですけども、生活介助費の給付費でございましたら、これは施設入所者に対する日中時間帯の入浴とか排せつ、食事等の介護を行う給付費になります。3年度の決算額でいきますと利用者52名で約1億7,000万円、1人当たり年間330万円程度必要になってきます。

そういったことで、見込みの際になんですけども、給付者が数名増えるということになれば給付費が結構上がってしまうため、過大に見込んでしまっております。とはいいいましても、かなりの金額になってございますので、今後は注意いたしまして、精査に努めてまいりたいと考えてございます。どうか御理解よろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 障害者福祉への返納金の関係はよく分かりました。障害者福祉の関係は事業規模も大きくて、扶助の内容、それから対象となる人とか人数とか施設のサービスとかによっても多く変わってきますんで、このあたり御注意いただきたいと思います。

もう一点、ふるさと納税の関係なんですけども、寄附によって経費も変わってくる。私思うんですけども、その寄附する方というのは、失礼なんですけども、大半は返礼品目当ての方もいると思うんですけど、寄附額全体が自治体に行くようなことも考えていると思うんですよ。その点、経費を引いていくっていうのはどういうものなのか、その点お考えありましたらお願いをいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） ふるさと納税の仕組みでございますけれども、受入額、皆さんがインターネット等を通じまして御寄附いただいた金額から、それぞれ返礼品の調達費、それからポータルサイト等でのクレジット手数料、それから中間管理手数料等、それからの送付費用、それから広告等に要する費用、これらを引いたものを町としては寄附額として歳入のほうに受け入れさせていただいているという状況でございます。これはもう全国どちらの自治体においても調達品率30%、経費率50%以下、この基準の中において、それぞれが取組をされていると承知してございます。

ちょっと質問にお答えできてるかどうかあれなんですけれども、以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、歳出の議会費から民生費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、款4衛生費87ページから款6商工費116ページまでと、1ページから8ページまでの衛生費から商工費までの部分を含めて質疑を行います。

3 番曾根君。

○3 番（曾根和仁君） 2 点質問いたします。

101、102ページのところでですけど、畜産団地の管理費のところ、節10の需用費のところで150万円弱の修繕料が出てますね。それで、収入のほうでは28万2,000円の使用料なんですけど、この細かい内容っていうよりは、こういう状態がもうずっと続いて、今後も続いていくことが予想されて、今年度は幸い台風の直撃等がないので修繕料どうかと思いますけど、毎年これぐらい、本気で直そうと思うたらもっとかかると思うんですが、だからこの状態をもうずっと続けていくのか。熊野牛は今、何か追い風が吹いている部分もあるんで、新たな利用者、空いてるところを利用者を募るとか、もしくは畜産での利用ではないような形、例えば堆肥化施設というんですか、生ごみの堆肥化施設みたいなそういう利用っていうのは、補助を受けてる建物なんですけど、本来の畜産ではない利用なんですけど、堆肥化の施設だったら同じようなことかなっていう、そういう弾力的にほかの用途で利用できないのかなって思うんですが、いかがなんでしょうか。

もう一点、すいません。111、112ページのところなんですけど、観光の総務費のところ、真ん中より少し下、観光機構の補助金のところなんですけど、その観光機構の中のことをどうしても、根幹の部分なんで触れさせていただきたいんですけど、観光機構のサポーターっていうんですか、会員ですね、これは八十何人ということで目標の半分ぐらいしかないんですね。これは町がつくった組織と言えるようなものなんで、会員、サポーターを増やすということを町がもっと後押しをしないと、町民に機構が理解、支持されて初めて観光振興っていうのはできると思うんで。観光機構っていうのはプロモーションの専門家なんだけど、自分の組織を町民にプロモーションできてないわけですよ。だから、それを町がやっぱりやってやらないといけないと思いますので、それを町はどう考えてるのか、その2つ。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 畜産団地につきましては、昨年度から払下げに向けて、今、管理してくれる方と協議してるところでございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光機構のサポーターに関する御質問でございます。

サポーターのほうが増えていないようだが役場としての対策はということでございます。現時点、今年報告受けておるところでは、令和4年度に入って90人という状況と聞いてございます。

機構に関することですので、一般論として御回答させていただくことを了承ください。

そもそも応援したいと思っていただけるというのは、議員御指摘のとおり、この活動、この人たちをよく理解できた、信頼できる、好ましい、そう思っていたいただいた瞬間であると考えております。そう思っていたできるように、活動状況を分かりやすく、それからそれを紙面、ホームページ、SNSなどを通じて、幅広く町の内外にこういう活動状況をお知らせして、機構

の組織にとどまらず那智勝浦町の観光全般を応援いただけるような、ファンになっていただけるような方を募っていくことが大切であろうというふうに考えてございます。ただ、これについて、何かしら今我々に特効薬的な試案があるという状況ではございませんでして、役場としては、機構が取組を通じて安定した、先ほど申し上げたような取組を継続して実施していただく、それを役場としては応援してまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 畜産団地の件については、払下げということを検討してるということだったんで確認したいんですが、補助で造った建物なのでいろいろ利用の縛りがあると思うんですが、払下げをした後はそういうのが若干なくなるのかどうか。こんなこと聞くのは、さっき堆肥化っていうことを言うたのは、最近の話なんですけど、キノコを作ってる方が廃菌床っていうのがいっぱい出ると、それを色川で使えないかというようなそんな話を最近聞いて、だけど色川の堆肥場っていうのは、結構もういっぱいなんです。今、肥料がどんどん高騰してるんで、菌床っていうのを堆肥化したらかなりいいんですが、例えば払下げされた後で、そこを、そんなに仮に使えたとしたらそういうのは許されるのか、やっぱりあれは払下げした後でも畜産関係じゃないと使えないのか、ちょっと気になります。そうするかどうか別として、そういう使い方ができるかっていうのを確認したいです。

あと、機構についてはぜひとも、5,000円っていう金額があるんですけど、例えば同じように町が補助している団体というたら、社会福祉協議会、あれは500円なんですけど、区費と同時に徴収されるけど、皆ブツブツ言いながらも、払って会員になってるわけですね。そういうぐらいの気持ちで、みんな機構のサポーターなりになれるような状況をつくっていただきたいし、ちなみに、うちの議会としては、広報のほうなんですけど、広報の後ろ表紙、今のところ現在、機構をPRさせていただこうと、委員長の計らいなんですけど、議会も協力しますので町も頑張ってください。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 真宏君） お答えします。

払下げについても、一部払下げじゃなくて、今全部うちが所有してるってところ、そこ全部で今話しして、基本的に3棟の見積りだけ今取っている状態です。

以上でございます。

〔3番曾根和仁君「用途、畜産以外の用途で使えるかどうか」と呼ぶ〕

用途廃止すれば使えると思います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 決算書の112ページ、機構の補助金の関係なんですけども、機構の資料も

頂いておりますけども、事業が私ちょっと分かりにくいものですから、機構の県のやる気観光地魅力アップ協働事業負担金140万2,500円ですか、これでやった事業は一体どういう事業があるのかどうか。資料のほうですね。

それと、機構の事業報告、これ前にも頂きましたが、どの事業をどれでやったのか、申し訳ないんですけど、分かりづらいですね。今回機構の資料を頂いておりますが、地域振興事業費517万円、これは前にも観光協会ですらやってたような事業だと思うんですけど、この内容をまた教えていただきたいのと、その次の段のサスティナブルというのは、これはE-バイクの関係なんですか。お寺ワーケーション、大泰寺の関係、これはまあ分かるんですけども、その後は町の補助金の事業だと思いますんで、もう一度、観光機構の事業の関係、説明をお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 機構の決算内容、地域振興事業等に関わる御質問かと思えます。

資料の7ページの地域振興事業でございますが、備考欄上段の地域振興事業、こちらにつきましては那智勝浦オンラインマグロ祭り2022に係る費用が含まれてございます。その費用が183万5,138円でございます。それ以外の費用が289万6,850円でございますが、こちらにつきましては、これまで人気でした神秘ツアー、こちらをインバウンドの外国人の方向けに、二の滝、三の滝を巡る外国語によるガイドを設けた三滝詣としてリブランドしまして、これに伴う動画製作、それからガイドの育成、そうしたことに費用を充ててございます。その費用のうち、和歌山県から資料記載の費用を、歳入としてやる気アップ補助金として補助をいただいております。というような状況でございます。

続きまして、同じく御質問いただきました、サスティナブルツーリズム実証事業、こちらにつきましては環境省の補助金を活用しまして、ヒオウギ貝ですとか、初詣を題材にしましたオンラインツアー、それから温泉地を歩いて温泉につかり、その土地ならではの食材をいただく、温泉ガストロノミーウォークモニターツアー、それから地域環境学習のSDGsプログラムとしまして人と獣の共存について考えるナイトサファリテストマーケティング、こうした3つの事業を国からの補助金を活用して実施してございます。同じくお寺ワーケーション実証事業につきましても、同じ環境省の補助金を活用して実施してございまして、実際に宿泊客を受け入れておられる大泰寺において、専門家を招いてモニターツアーとしてワークショップを開催してデータ収集等を実施してございます。また、こちらも次年度以降のプロモーションに活用できるよう、動画等を作成してございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 町以外からの負担金とか補助金とかを取ってきて、町の魅力を取り入れて事業されていると思うんですね。これは今までやってきてなかった新しいことだと思います。これをせっかく頑張っているのに、事業が町民の方には見えづらいところもあるかと思うんです。この事業報告、やはりこういうものは、先ほど社協の例も出てましたけど、社協なんかで

も予算の結果やとかそういうことを広報されておるんですけども、観光機構にもNACKT通信というのがあるんですけども、ぜひこういうものを活用していただいて、せっかく活動されてる皆さんのことを知ってもらうような形でぜひお願いしたいと思います。

答弁は結構です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、歳出の衛生費から商工費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、款7土木費115ページから款13予備費158ページまでと、1ページから8ページまでの土木費から予備費までの部分を含めて質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 1点質問いたします。

143、144のところですが、給食管理費のところの上から4段目ぐらいですか、需用費のところでは給食材料費2,169万円っていうのがありますが、ここの部分で地場産品の割合っていうんですか、使用割合という、和歌山県が今年度から大分力を入れてるみたいなんですけど、どれぐらいの率の地元品を使ってるのか、そういう指示をしているのかっていうことと、あと、納入業者はどれぐらいあるんですかね。お願いします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 給食材料についてのお尋ねでございます。

まず最初に、地場産品の使用状況でございますけども、令和3年度の中学校給食における地場産物国産食材使用状況調査、これが6月とそれから11月と2回行っております。任意の1週間で測定しております。6月の任意の1週間では39.8%。これは県内産品の使用状況でございます。そして、11月の任意の1週間では17.12%となっております。

そしてもう一点、調達業者の関係でございますけども、野菜、魚、肉などの食材品目ごとに町内業者数社の登録を行っております。そして、その登録業者による輪番制で現在調達しているところでございます。

野菜につきましては町内4業者、魚については町内2業者、肉町内2業者、そしてしょうゆ、酢、みそなどの業者が町内1事業者、その他いろいろな品目ごとの業者登録となっております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 大体40%ぐらいということなんですかね。地元産を使うっていうのは、そういう納入業者に指示をしてるのか、もっと違う形でというか、どんな形でそういう地元産を使うようになっていく働きかけを、どこでどういうふうに行っているのかということも知りたいんですが、今答えられなかったら委員会等でも構わんですけど。

あと、一応データのものを紹介させていただくと、文部科学省が毎年学校給食の地場産物

の使用状況の調査をしてまして、和歌山県が例年低いですね。令和3年ののが、直近のが出てまして、和歌山県が47都道府県のうち下から4番目という、それで28%なんですね。本町よりもまだずっと低いんですね。一番下位は大阪、その次が東京、これは6. 幾つっていう格段に低いんですけど、その次は京都府が17%、和歌山県が下から4番目の今言った28%なんんですけど、ほかの県は大体50%から60%台ということなんですね。だから、そういうことを思えば、本町も40%ということで県内平均よりはまだ高いんですけど、50、60を目指していただきたいし、県内というよりも町内っていうとこまで踏み込んでいただきたいなと思います。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） まず、登録業者に対する地場産品を使用するというこのこちらからの指示でございますけども、登録に際してはそういった指示は実施してございません。

町内独自の取組といたしましては、まず米の調達につきまして、太田地おこし会のほうから行っております。そしてまた、色川小中学校独自の取組としまして、棚田を守る会からの米の調達を行っております。

そのほかに和歌山県の取組でございますけども、県産品のミカン、ジビエ、サバ、鯨肉の提供もいただいておりますような状況でございます。

地場産品につきましては、進んで取り組んでいきたいというふうには考えておりますが、一点、品質の平準化、それから食材の安定供給という部分がネックとなっております、なかなか進んでいないのかなというふうに考えております。もしそういったことが可能ということでございましたら、ぜひ採用につきましても進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、歳出の土木費から予備費までの部分の質疑を一時中止します。

次に、認定第1号一般会計についての総括質疑を行います。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 総括で1点お伺いしたいと思います。

再度、まちづくり応援基金寄附金、42ページなんですけども、1億6,000万円ぐらい歳入がある。そして、60ページにふるさと納税の返礼品と経費について、御答弁もいただきました。その積立てが、158ページに那智と、それからまちづくりだと思んですけど大体8,700万円ぐらい。1億6,000万円ぐらい入って、8,700万円ぐらい積み立てられているのかなと思います。

これ私何となく、また明日にも補正があるんですけども、ちょっともやもやとすっきりしないんですが、この返礼品とかの経費の関係、すべき財源なんですけども、通常は、総務省から言われているのは、その返礼品の提供があっても、寄附の対価ではなく別途の行為とされるんですね。これは、返礼品はふるさと納税の制度外にあって、自治体の独自に行っている返

礼というふうな解釈がされております。また、寄附する側のほう、その方にとっても、実際には返礼品もらうんですけれども、寄附金が自治体の事業に原則全部使われているというふうにして考えられているんじゃないかなと思うんですね。

この原則論的のような話なんですけれども、ほかの自治体の予算措置もそうなのかどうか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） ふるさと納税の、一般の方は寄附額全てが役場の歳入になっているのではないかと考えていらっしゃるのではないかと、それがほかの自治体においても果たして本町と同じような状況であるのかどうかということの御質問でございますけれども、具体的に近隣市町の状況として、そういう数値であるとか把握している状況ではないんですけれども、一定国から、地方税法第37条の2第2項柱書き及び314条の7第2項柱書き関係、Q&Aというようなものが示されておまして、その中におきまして、ふるさと納税の募集とその他の目的の内容とを合わせて実施する場合における当該募集に要する費用の計上方法いかんというような問いがあったりするんですけれども、そちらのほうの国のほうの解を見ますと、ふるさと納税の募集とその他の目的の内容と合わせて実施する場合における費用については、募集に要する費用とそれ以外の費用とを合理的に考えられる手法によって区別して、ふるさと納税の募集に係る部分に相当する費用を募集に要する費用として計上することということになっておまして、そうした費用の区分に応じて、我々国のほうに1年間のそれぞれどうした費用で、どの程度の割合で使用してるのかっていうのを毎年報告してございます。

昨年度の報告内容なんですけれども、返礼品等の調達に係る費用、こちらは先ほど申し上げましたように25%として報告してございます。それから、送付が6%、広報がゼロ%、それから決済に係る費用が1%、事務費用が10%、合計して42%という形で、これ毎年総務省のほうに報告をさせていただいております。

繰り返しになりますけれども、国のほうからは調達費用は30%以下であるべきで、経費率は先ほど申し上げましたような費用を合わせて50%以下であるべきという基準が示されておまして、我々その基準を遵守して実施してございますので、その中身について一般の方にこういう状況であるってことを分かりやすく説明するべきというような御指摘なのかなとも思うんですけれども、そうした手法については今お答えを持ち合わせておりませんので、研究させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、一般会計についての質疑を終結します。

次に、認定第2号から認定第10号までの特別会計について一括して質疑を行います。

ありませんか。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 特別会計222ページ、介護保険の関係なんですけども、歳入歳出差引き総額5,913万1,981円。20億円の予算規模で大体5,900万円……

〔「何ページ、もう一回言ってください」と呼ぶ者あり〕

222ページ。そこに歳入歳出差引き総額がありますが、この20億円の予算規模で5,900万円というのは決算の額としては多くないのかなということで、例年よりもまた多いんで、この理由についてお伺いをいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課副課長仲君。

○福祉課副課長（仲 紀彦君） 介護保険事業費特別会計の繰越金5,900万円、歳入歳出差引き額5,900万円ということで、多くなっているのではないかっていうことでございます。

実はこの繰越金なんですけども、翌年度、これも、先ほど障害福祉の関係の返納金ということになってくるんですけども、介護保険事業費におきましても介護サービス費っていうのがかなり今年下がっております。その関係で、国県補助金の返納金というものが発生してございます。

令和4年度で、補正でまたその辺は、返納金補正させていただくんですけども、今回の繰越金の財源、これは来年に翌年度繰越金として歳入するわけですけども、その返納金の財源として繰越しさせていただいております。それが大体4,500万円ぐらいだったかと思えます。そういった形で、繰越金は翌年度の返納金の財源として繰越しをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、認定第2号から認定第10号までの特別会計についての質疑を終結します。

次に、認定第11号及び認定第12号の企業会計について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 病院事業会計293ページですけども……

〔「293」と呼ぶ者あり〕

病院への一般会計からの繰入れなんですけども、これは306ページに載っておりますが、この主要施策の成果のほうにも資料がありまして、そのほうの23ページには、その病院事業会計の繰入れの基準とか載っております。この病院事業会計、今回は経営的にも非常にいい状況で、コロナの補助金もあって2億6,000万円の純利益を上げてるんですけども、しかしながら去年との一般会計からの繰入額の比較をしてみますと、3億3,859万1,000円で赤字だった去年よりも2,500万円ほど増えてるわけなんですね。この理由についてお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

一般会計からの繰入金につきましては、令和2年度決算と比べまして2,600万円ほど増となっております。その主な要因としましては、不採算地区病院の運営に要する経費というものがございまして、そちらの基準額が令和3年度から令和2年度に比べて30%引き上げられた、こちらで繰入額が1,860万円増加しております。

それとあと、医師確保に要する経費、こちらは医師に支払う地域特別手当であります。こちらは医師が1名増えたということで約400万円ほど増加となっております。

あと、防疫等作業手当ということで、こちらのほうコロナの補助金の対象外の部分をコロナの給付金を充てていただいております。こちらで460万円ほど増となっております。それらが令和2年度に比べて増加している要因であります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 繰り出し基準のほうがいろいろ変わって増額になったということで、一つは繰り出し基準外の医師確保についての説明があったんですけども、これについては何か基準とするものは、今回は1名増えたみたいな説明を受けたんですが、何か基準とする指標みたいなものが病院の中にあるんでしょうか。その点もう一度伺いをいたします。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

医師確保に要する経費ということで、地域特別手当を支給いたしておりますが、これは各医師につきまして研究手当そして地域特別手当といったことで、一定の金額に基づきまして支給しているということで、医師が増えたとこの分がその分増えてくるという形になってございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑なしと認め、認定第11号及び認定第12号の企業会計についての質疑を終結します。

休憩します。再開10時40分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時26分 休憩

10時39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

討論、採決は議案ごとに行います。

認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
認定第1号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。
認定第2号について討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
認定第2号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。
認定第3号について討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
認定第3号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。
認定第4号について討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
認定第4号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。
認定第5号について討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
認定第5号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。
認定第6号について討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
認定第6号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。
認定第7号について討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
認定第7号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案どおり認定することに決定しました。
認定第8号について討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
認定第8号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。
認定第9号について討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
認定第9号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。
認定第10号について討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
認定第10号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。
認定第11号について討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。
採決を行います。
認定第11号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。
認定第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

認定第12号について原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 報告第10号 健全化判断比率の報告について

○議長（荒尾典男君） 日程第13、報告第10号健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 報告第10号について御説明申し上げます。

〔報告第10号朗読〕

健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき監査委員の審査を経て議会に報告し公表することが義務づけられているものでございます。健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率であり、地方公共団体はこの健全化判断比率により健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分され、早期健全化段階、財政再生段階になった場合には財政健全化を図ることとなります。

それでは、本町の健全化判断比率について、関係資料を御覧願います。

資料上段には、過去2年間分を含めた健全化判断比率について一覧にしております。これらの比率について、中段に記載の各比率の算出方法と併せて説明させていただきます。

最初に、実質赤字比率の算出方法ですが、普通会計、これは一般会計、土地取得事業費特別会計、育英奨学資金貸付事業費特別会計の3つの会計の実質赤字額の合計額を標準財政規模で除して算出するものでございます。今議会で認定いただきました令和3年度の一般会計ほか2つの特別会計の実質収支の合計額は黒字の1億9,265万2,000円で赤字は生じてございませんので、比率の数値は横棒、ハイフンで表示してございます。なお、表の右側の早期健全化基準14.65%は本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期財政健全化が必要な自治体となり、議会の議決による財政健全化計画、外部監査の義務づけ等がなされるものでございます。

2つ目の連結実質赤字比率の算出方法ですが、実質赤字比率の算出において対象となった普通会計にその他の特別会計、公営企業会計を加えた全ての会計の実質赤字額の合計額を標準財政規模で除して算出するものでございます。令和3年度における本町の連結実質赤字は生じてございませんので、実質赤字比率と同様、横棒、ハイフンで表示してございます。なお、表の

右側の早期健全化基準19.65%は本町の早期健全化基準でこの率を超えると早期の健全化が必要となります。

3つ目の実質公債費比率につきましては、元利償還金等が標準財政規模に比べてどの程度の負担になっているかを表す指標として現行の地方債において用いられている比率でございます。連結実質赤字比率の算出において対象となった会計に一部事務組合等を含めた全ての会計の当該年度に係る地方債元利償還金を標準財政規模で除して算出するもので、令和3年度における本町の実質公債費比率は7.8%で早期健全化基準内となっております。なお、前年と比較して7.6%から7.8%と、0.2ポイント上昇してございますが、主な要因といたしましては、3か年平均で算出する指標でございますので、過去2年間の指標が大きかったことから指数が上昇したものでございます。令和3年度単年で見ますと、前年度と比較いたしまして0.7ポイント下がっているものでございます。地方債の元利償還金等が増額になったものの、普通交付税の増加により標準財政規模が増加したことから対前年度下落となったものでございます。また、表の右側の早期健全化基準25.0%は本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の健全化が必要となるものでございます。

4つ目の将来負担比率の算出方法ですが、実質公債費比率で対象となった会計に第三セクター等を含めた全ての会計での地方債現在高や将来負担すべき実質的な負担等の合計額を標準財政規模で除して算出するもので、令和3年度における本町の将来負担比率は26.7%で、早期健全化基準内となっております。前年度より0.2ポイント下落しておりますが、これは令和3年度の地方債償還金が増加したものの充当可能金額が増加したことにより将来負担額が小幅な増加であったこと、また普通交付税の増加により標準財政規模が増加したことなどによるものでございます。また、表の右側の早期健全化基準350.0%は本町の早期健全化基準で、この率を超えると早期の財政健全化が必要となるものでございます。

説明につきましては以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第10号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 報告第11号 公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（荒尾典男君） 日程第14、報告第11号公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 報告第11号について御説明申し上げます。

〔報告第11号朗読〕

公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき監査委員の審査を経て議会に報告し公表することが義務づけられているものでございます。資金不足比率の報告につきましては、本町では水道事業会計、町立温泉病院事業会計、下水道事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計の4つの会計が対象となります。

それでは、総務課関係資料により御説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

資料上段には、過去2年間分を含めた資金不足比率について一覧にしております。これらの比率について、中段に記載の比率の算出方法と併せて説明させていただきます。

資金不足比率の算出方法ですが、収益事業を行う企業会計、特別会計ごとの資金不足額を事業の規模、これは営業収益に当たるもので、これで除して算出するものでございます。資金不足額は、営業収益に対しどれだけの割合となっているかを表す比率でございます。基本的に資金不足額とは、水道事業会計、町立温泉病院事業会計の公営企業法適用会計においては、貸借対照表の流動負債の額から流動資産の額を控除した額となります。また、下水道事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計の公営企業法非適用の会計においては、繰上充用、これは歳入が歳出に不足する場合に翌年度の歳入を繰り上げて不足する分に充てることで、この繰上充用額が発生している場合のその額となります。令和3年度におきましては全ての会計において資金不足額はなく、資金不足比率は算出されないため、健全な状況であると判断されております。

なお、公営企業会計に係る資金不足比率の早期健全化基準は20.0%と定められております。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第11号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第12号 那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について

○議長（荒尾典男君） 日程第15、報告第12号那智勝浦冷蔵株式会社経営状況についてを議題とします。

報告を求めます。

農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 報告第12号那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について御説明申し上げます。

資料といたしまして、那智勝浦冷蔵株式会社の第9期決算報告書と第10期事業計画書を添付してございます。

初めに、決算報告書につきまして御説明申し上げます。

那智勝浦冷蔵株式会社は、那智勝浦町、紀州勝浦漁業協同組合、勝浦魚商協同組合が出資する第三セクターとして平成26年1月6日発足、決算期日を3月31日と定め事業を行ってございます。第9期の決算につきましては6月22日に定期株主総会において報告されてございます。

1 ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

1、株式会社の現況に関する事項1-1に事業の経過及びその成果について記載してございます。平成26年2月1日より運営が開始され、本年度の総売上高は前年度より10.1%減の2億7,969万9,975円で、当期損失は1,260万5,736円の結果となっております。主な要因といたしましては、協定書に基づく施設等維持協力金の支払いと、魚商冷蔵庫の閉鎖に伴うアンモニア回収処理費用でございます。今後も努力を重ね、管理運営を安定させ、水産業の活性化を図り、地域経済発展の原動力として力強く成長できるよう、次のとおり経営方針等で活動を推進するとなっております。

1、事業の経営方針といたしまして、勝浦地方卸売市場の安定した水揚げに貢献すること、  
2、施設の現状に対する考え方及び将来展望といたしまして、新設冷蔵庫1基での管理運営の安定を目指すこと、  
3、社会貢献の新たな発展といたしまして、地域活動等に積極的に参加することを記載してございます。

2 ページをお願いいたします。

1-2、主要な事業内容でございます。製氷販売事業の事業内容は、漁業者から一般の漁港利用者にわたる幅広い利用者に必要な氷を製造、販売し、経費の引下げと価格の維持を図るものでございます。事業の成果といたしましては売上高5,505万1,831円で、前年度に比べ919万1,677円の増となっております。

3 ページをお願いいたします。

餌料販売事業の内容は、漁業船関係者に対し餌料の保全と価格の維持を図るものでございます。成果といたしまして売上高1億6,995万2,475円で、前年度に比べ672万6,720円の減となっております。

4 ページをお願いいたします。

冷凍冷蔵保管事業の事業内容は、冷凍冷蔵保管をし、商品の保全、価格の維持を図るもので、成果といたしまして売上高5,469万5,669円で、前年度に比べ3,387万5,392円の減となっております。

1-3、直前二事業年度の財産及び損益の状況につきましては、それぞれ年度の状況を記載してございます。第9期事業年度の当期純利益は1,260万5,736円の赤字となっております。純資産

は6,968万3,034円に減少してございます。

5ページをお願いいたします。

1－4に総会の開催状況、1－5に取締役会の開催状況を記載してございます。

6ページをお願いいたします。

1－6に営業所及び工場並びに使用人の状況を記載してございます。

2、株式に関する事項といたしまして、出資金7,600万円、発行済み株7,600株でございます。

3、会社役員に関する事項といたしまして、役員の氏名を記載してございます。

7ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部、1 流動資産、現金9万5,772円、預金6,262万1,410円、売掛金1,027万6,215円、商品、棚卸しでございますが2,129万9,160円、流動資産合計は9,755万7,157円でございます。

2、固定資産、機械装置が65万2,493円で、これらを合わせました資産合計が9,820万9,650円でございます。

負債の部、1 流動負債、買掛金2,474万5,204円は餌料の未払金でございます。その下の未払金257万3,850円は消費税、管理費及び修繕工事等に係る未払金でございます。その下の未払法人税等は国税及び町県民税でございます。預り金19万9,148円は源泉徴収、社会保険料の預かり分でございます。預り保証金29万4,000円は氷販売用のICチップの保証金でございます。流動負債合計は2,799万4,702円でございます。2、固定負債の退職給付引当金53万1,914円を合わせました負債合計は2,852万6,616円となっております。

純資産の部、株主資本、(1)資本金7,600万円につきましては株主の出資金合計でございます。(2)利益剰余金、その他利益剰余金の繰越利益剰余金、△の631万6,966円につきましては前年度の収益に本年度の損失を合わせたものでございます。これにより純資産合計は6,968万3,034円となっております。一番下の負債・純資産合計は資産合計と同額の9,820万9,650円でございます。

8ページをお願いいたします。

貸借対照表、前年度比較でございます。中ほどの資産合計は前年度より1,798万4,819円減少し、9,820万9,650円となっております。中段下の負債合計につきましては前年度より537万9,083円減少し、2,852万6,616円となっております。その結果、下から2行目の純資産合計は前年度より1,260万5,736円減少し、6,968万3,034円となっております。

9ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1、営業収益の売上高につきましては、2億7,969万9,975円でございます。

2、営業費用、(1)売上原価は、期首商品棚卸高と当期商品仕入高の合計から期末商品棚卸高を差し引いた額1億3,851万3,592円でございます。売上げからこの額を差し引いた売上総利益は、1億4,118万6,383円となっております。(2)販売費及び一般管理費は、記載の費用を

支出してございます。人件費につきましては14名分の給与と手当でございます。中ほど、修繕費2,764万7,871円は施設の点検、修繕、アンモニア回収処理費用でございます。水道光熱費4,420万9,297円は主に水道使用料と電気使用料でございます。賃借料72万4,153円は勝浦魚商協同組合への賃借料でございます。リース料114万9,960円はフォークリフトのリース料でございます。租税公課539万7,900円は消費税、収入印紙等でございます。合計1億3,211万85円で、売上総利益から差し引いた営業利益は907万6,298円でございます。

3、営業外収益は、受取利息と雑収入を合わせ103万405円を収入してございます。

4、営業外費用2,252万9,939円は、施設等維持協力金でございます。

5、法人税等は、法人税、住民税でございます。これらを合わせ、当期純利益は△の1,260万5,736円でございます。

10ページをお願いいたします。

損益計算書・前年度比較でございます。

売上高2億7,969万9,975円につきましては、氷販売は増加しましたが、餌料販売及び保管料が減少したため3,141万435円の減となっております。主な要因は保管料で、魚商冷蔵庫の閉鎖に伴う保管料の減と、繁忙期までに新冷蔵庫の空き容量を確保するため在庫を抑えたことによるものでございます。売上げから売上原価を差し引いた売上総利益は1億4,118万6,383円で、前年度に比べ2,604万7,314円の減でございます。販売費及び一般管理費は前年度に比べ68万8,742円の減でございます。主な要因は修繕費で、魚商冷蔵庫の閉鎖に伴うアンモニア回収費用で、1,371万7,687円の増となりましたが、給与手当で嘱託の方の退職と、水道光熱費で魚商冷蔵庫の閉鎖に伴う電気料の減でございます。また、租税公課につきましては消費税の減でございます。

11ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書でございます。

資本金が7,600万円、利益剰余金当期末残高が△の631万6,966円、純資産合計の当期末残高が6,968万3,034円でございます。

12ページをお願いいたします。

個別注記表でございます。

(1)は重要な会計方針に係る注記、(2)は株式資本等変動計算書に関する注記、(3)はその他の注記となっております。

14ページをお願いいたします。

令和4年5月1日に監査役2名により監査を実施してございます。

次のページをお願いいたします。

第10期の事業計画書でございます。

1枚めくっていただきまして1ページをお願いいたします。

令和4年度事業計画書でございます。

那智勝浦町水産業の発展に向け、勝浦漁港の水揚げ高増加を目標に、那智勝浦町、勝浦魚商



協同組合、紀州勝浦漁業協同組合、県漁連勝浦市場部、那智勝浦町水産振興会との連携、協力を得て、製氷貯氷販売事業並びに冷凍冷蔵保管事業、餌料仕入販売事業への積極的な活動を推進するとなっております。氷販売目標売上高は5,000万円、冷凍冷蔵庫目標売上高は5,500万円、餌料目標売上高は1億5,500万円としてございます。

2ページをお願いいたします。

令和4年度予算でございます。

売上高2億6,000万円、売上原価1億3,000万円、販売費及び一般管理費1億2,086万6,000円で、営業利益913万4,000円、営業外収益60万1,000円を見込み、当期純利益は973万5,000円の予算を計上してございます。

那智勝浦冷蔵株式会社経営状況についての報告は以上でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第12号についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時09分 散会